

令和2年第二回定例会

八丈町議会議録

令和2年 6月11日 開会

令和2年 6月11日 閉会

八丈町議会

令和2年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月11日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
日程の削除について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	7
宮崎陽子君	8
沖山恵子君	11
山下巧君	16
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
報告第1号の上程、説明、質疑	32
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	33

議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
発言の訂正	7 5
承認第 1 5 号の上程、承認	7 5
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	7 6
閉議及び閉会の宣告	7 6
署名議員	7 7

八丈町告示第16号

令和2年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年6月4日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和2年6月11日(木) 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	13番	浅沼憲春君
14番	奥山幸子君		

不応招議員（1名）

12番	小澤一美君
-----	-------

令和 2 年第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木曜日) 午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第 7 号 専決処分事項の報告及び承認について (平成 3 1 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 7 承認第 8 号 専決処分事項の報告及び承認について (令和 2 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 8 承認第 9 号 専決処分事項の報告及び承認について (令和 2 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 9 承認第 1 0 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 1 0 承認第 1 1 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 1 1 承認第 1 2 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 1 2 承認第 1 3 号 専決処分事項の報告及び承認について (八丈町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第 1 3 報告第 1 号 平成 3 1 年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第 1 4 同意第 2 号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の任命の同意について
- 第 1 5 議案第 4 0 号 令和 2 年度八丈町一般会計補正予算
- 第 1 6 議案第 4 1 号 令和 2 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 1 7 議案第 4 2 号 令和 2 年度八丈町水道事業会計補正予算

- 第18 議案第43号 八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例
- 第19 議案第44号 八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第45号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第46号 八丈町防災行政無線デジタル化工事請負契約
- 第22 承認第14号 議員の派遣承認について（令和2年度東京都町村議会議員講演会）
- 第23 承認第15号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）
- 第24 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	13番	浅沼憲春君
14番	奥山幸子君		

欠席議員（1名）

12番	小澤一美君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	奥山拓君
企画財政 課長	笹本博仁君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
建設課長	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	高野秀男君	企業課長	菊池正勝君
病院事務 院長	高橋太志君	教育課長	菊池良君
会計課長	田村久美君	代表 監査委員	浅沼拓仁君

企 画
財 政 課
財 政 係 長

沖 山 晃 君

事務局職員出席者

事務局長 和 田 一 宏 君

局長補佐 菊 池 拓 君

書 記 川 上 裕 次 郎 君

書 記
(録 音) 西 野 め ぐ み 君

書 記
(録 音) 山 田 賢 一 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第二回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

◎日程の削除について

○議長（奥山幸子君） 会議に入る前に、日程の削除について報告いたします。

お手元に配付の議事日程、日程第22、承認第14号 議員の派遣承認については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、東京都町村議会議長会が議員講演会の中止を決定したため、事件を撤回いたしました。

報告は以上です。

それでは会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に9番、10番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より明日、6月12日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） 皆さん、おはようございます。

コロナウイルスの関係では、議員の皆様また町民の皆様方には、町の自粛要請等にご協力いただきまして、どうか今のところ八丈島内では陽性者の発生はございません。そういうことで一つ安心している部分もあるんですけども、東京アラートが発令中でございまして、今日あしたはいろんな動きが出てくると思います。そういう中で、町もいろいろと判断してまいりたいと考えておりますので、今後もご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、私は3月以降4月、5月はほとんど、町の職員も出張自粛ということで上京していないわけですが、このコロナが拡大した部分については、3月の連休、この3月21日から23日、私も病院の医療技術者の関係がありまして、どうしても上京せざるを得なかったわけです。銀座辺りは人通りが少なかったんですけども、この早稲田塾が吉祥寺でした。本当にすごい人混みでして、本当にそういう状況かなというのを肌で感じたわけですが、そういう部分があって大きく拡大したのかなという思いも後でしております。

3月21日ですが、早稲田塾、昨年から早稲田塾のほうで、八丈島の地方創生ということで、高校生、大体2年か3年生ですけども、八丈島の実情等の講義を2時間にわたりまして講演してまいりました。

3月23日には、工藤理事長ですけども、これは日医大の関係の理事長でして、大変島への思いも深い部分がございます。その方に、現在、町の薬剤師が非常に困っております。そういうことで人材を確保したいわけですが、なかなか現状は厳しいということで、できれば大学からの派遣という形でも、いれば派遣でもお願いしたいということでお願いしてまいりました。

以上です。

◎一般質問

○議長（奥山幸子君） これより日程第5、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。

会議規則第62条により、質問は3回までとし、質問時間は答弁を含めて1時間以内で行うことといたします。

◇ 宮 崎 陽 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

1番、宮崎陽子さん。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、外出自粛要請などの行動制限に伴う負の経済効果について。

世界的な問題になり、今までの経済構造が、秩序など大きく変化しています。世界的流行による打撃から経済が回復するには、数年かかる見込みだと警告されている中で、国や東京都からの様々な支援が発表され、各自治体、市町村から独自の支援策が次々と実施されています。国からの特別定額給付金、1人につき10万円に上乗せして給付されるご案内も全国で進んでいますが、ここで質問です。

八丈町からの独自の支援はどのように行われるのか、住民の方々から多くの声が寄せられています。今一番求められていることは、日々生活する上で必要な経済的支援を第一に構築して、住民の方々へ迅速に給付することが重要です。

八丈町として、現在検討されている支援策、または既に決定されている独自の経済的な配慮など、具体的に八丈島の人々の不安を緩和できるように前向きなご回答をお願いします。

次に、新型コロナウイルス対策によりICTを活用した在宅ワークが推進される一方で、現在、八丈町ではテレワーク完全導入に至っていないという状況です。

そこで、自粛期間中に私はほぼ毎日のように、様々な専門家とリモートで情報収集を行ってきた中で、今、八丈町に最も必要と思われる大切なこと、それはBPRです。その意味は、既存の業務内容をはじめ組織構造とルールを全面的に見直しして再設計する業務改革が重要だということです。

新型コロナウイルスの影響により、八丈町の生命線である業務にも多大な負荷が生じていること、今までのやり方では遂行できない現状なので、無理や無駄を省くことで業務の効率化とプロセスの再統合、さらには最適化を目指していくことが大切です。

今、全国的にテレワークが推進されている理由として、BPRモデルのテレワーク導入に

より仕事のやり方を根本的に変える必要があり、最終的には社会全体の業務変革へと時代は推移していきます。場所や時間にとらわれない働き方について、具体的にどうすればよいのか、私が実際にオンラインリモートによる新たなシステムの情報共有を行いました。

人事院総裁賞を受賞されている総務省行政評価局総務課長の箕浦氏から働き方改革のご指導があり、本年度新たにテレワークに関する無料相談のご案内がありました。基本的にテレワークを導入するためのシステムやセキュリティーについて、専門家による無料で受けられる相談実施期間があります。実施期間は2020年4月1日から2021年3月31日までとなっております。総務省が認定する専門家なので、多種多様な領域からテレワークの概要を、それぞれの特有の課題に合わせた様々なシステムやツールの相談が可能です。テレワークの知見とノウハウなどを専門に、ICTに関する情報提供を、詳しく無料でアドバイスしてくださる絶好の機会となります。

今後、新たな情報化社会として、トランスフォーメーションという経済構造が近代化する時代に直面しています。以前、テレワークについてご意向をお伺いしましたが、今はできないというご回答だったと記憶しています。このようなご時世になり、大切なことを先送りにして窮地に追い込まれ、時代に取り残されないためにも、いま一度考えを新たにしていただけないでしょうか。八丈町の業務活性化のためには、一刻も早い専門家によるご指導が必要だと思います。

そこで改めて質問します。テレワークの本格的な導入について、八丈町ではどのようにお考えなのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 奥山 拓君 登壇）

○総務課長（奥山 拓君） 皆さん、おはようございます。

それでは、1番議員の1点目、八丈町独自の特別支援金について。また、2点目の総務省令和2年度テレワーク専門家無料派遣と今後のICT活用について、2点お答えしたいと思います。

まず、1点目なんでございますけれども、町の具体的な支援ということでございますが、今現在行われております特別定額給付金について、ちょっとご報告させていただきます。

6月10日現在の実績でございますが、4,291世帯が対象世帯で、そのうち3,898件、今現在91%の給付実績となっております。また、これに関しましては、新型コロナウイルス感染症対策の中での給付申請事務ということで、申請から給付までの短期間で対応しなければならないと

いうことで、各課を超えまして全庁の職員で取り組んでいるという状況になってございます。

また、町民の皆様には、5月25日に緊急事態宣言解除後も6月2日に感染者の増加傾向に注意を促します東京アラートが発動されております。このような状況の中で、新型コロナ感染症対策では、日常生活におきまして自粛など大変ご不便をおかけしてございます。

そこで経済的支援策ということですが、まず、町民の皆様には直接影響のある生活面に配慮しての支援策や、島内においての新型コロナ感染症の拡大防止のため、島を守っていただくために、自主的に自粛をしている経営困難な事業者の方に十分配慮しての支援策、こちらをこの後の補正予算を上程しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして2点目でございますが、ご質問のテレワークの本格的導入の考え方につきましてということですが、このたびコロナ感染症におきまして自治体での働き方にも大きな影響がございました。職場環境におきましては、確かに職員の出勤体制を分散して、人と人の密閉や密集、密接を避けるなど取組をいたしました。

そこで、テレワークの導入とICTの活用ということですが、国において多様な働き方の推進などを目的にスタートいたしまして、今回この新型コロナ対応が加わり、国からテレワークに取り組むような通知につきましては認識してございます。しかしながら、大きな課題といたしまして、情報の流出を防ぐセキュリティー対策や、膨大な個人情報扱う自治体が庁舎のパソコンを外部に持ち出せないこと。また、個人の端末からアクセスすることもできないことがございます。

また、自治体の業務での各種証明書の発行や相談など、窓口業務が多い市町村においては、ちょっとなじみにくい部分もございます。職員の半数以上が窓口業務に従事しているため、小規模自治体では厳しい状況ではございます。

以上を踏まえまして、今後ですけれども、今回の新型コロナ感染症対策、これは災害として対応しておりますので、八丈町地域防災計画の見直し作業の中で、八丈町業務継続計画、これは以前1番議員さんからもご質問があったことだと思ひますが、こちらにも関連してございますので、慎重にテレワーク業務の内容、課題などを調整しながら、今後は進めていかなければならないと考えてございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスをきっかけとして、遠い未来に行う予定だった世の中の将来計画が、今実践すべき取組として一気に加速しています。ICTは、教育をはじめ福祉や医療、観光などあらゆる分野で必要なもので、もっと質問を行いたいところですが、今回は時間短縮するという一般質問に関するただし書がありましたので、次回に持ち越しします。

私は、過去の勉強会も含めなるべく無料で実施可能な企画を構築して、自ら面識のある有識者と事前に相談を重ねた上で、八丈町で実践すべき内容をまとめ、一般質問として通告しております。

何事も専門家を誘致することは経費もかかり、結果として実際にどれほどの効果が見込まれるのか、事前に判断できないこともあります。大切な町の予算を無駄にすることなく、今最も必要なところから優先順位を定めて、計画的にかつ迅速な対応を進めていくためにも、今回の一般質問の趣旨を深くご検討いただき、住民の皆様にも少しでも早く安心を提供できるように、八丈町の新たな業務体制の改善につながる見直しの早期決断をお願いいたします。

以上で、私からの一般質問は終了します。

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（奥山幸子君） 5番、沖山恵子さん。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） こんなときに一般質問会かよと思われる方もいらっしゃると思いますので、先に少しだけお話をさせてください。

仕事をしながらラジオを聞いておりましたら、政治学者がこんなことを言っておりました。

今、地方議会では、議会の中止や一般質問の中止というのがはやっています。コロナ対策で役場とか公務員の方が忙しいので、余計な仕事を増やさないようにということで、そういうことがはやっているんですが、それは正しい姿なんではないかという話がありました。議会は不要不急の存在ですか、あなたは要らないものですか、こういうときだからこそ、議員さん、仕事したほうがいいんじゃないですか、議会を中止するとか、一般質問をやめるとかというのはちょっと違うと思いますよという話を、とある政治学者さんがしておりましたので、自信を持って一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

質問内容です。ふるさと村についてです。

ふるさと村は、温泉や歴史民俗資料館とともに島の観光の要になっていることは、来客数で証明されていると思います。令和2年度予算説明の際、そのふるさと村をかやぶき屋根で

はない方法で再建する予定と聞きました。

現在、新型コロナウイルスの対策で観光業が低迷しております。多くの観光地が新しい観光の形を模索し、特徴があり感動を生む観光地を目指し、再びお客様がいらっしゃるとき、万全のおもてなしができるように準備している時期だと聞いております。

八丈でも、ふるさと村が再建されれば、二十年、三十年とその姿のまま、お客様をお迎えすることになるでしょう。普通の屋根の建物では、煙が出るいろいろの設置も難しいと思いますが、お客様が何を求めて島に来てふるさと村を訪れるのか、考慮していらっしゃいますでしょうか。今だからこそ、将来を見据えた投資と準備が必要だと思います。

質問です。八丈町が、島の観光に対しどのようなビジョンを持ち、この重要な施設を再建しようとしているのか、お聞かせください。

どのような設計なのか、お聞かせください。

かやぶき屋根を採用しない理由は何なのか、お聞かせください。

最後に、今後どのようにこのふるさと村を運営しようとしているのか。

以上、4点質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、5番、沖山恵子議員からの、ふるさと村再建でかやぶき屋根を採用しない理由について回答いたします。

まず、1点目の八丈町が島の観光に対しどのようなビジョンを持ち、この重要な施設を再建しようとしているかについてです。

観光ビジョンについてですが、議員ご指摘のとおり、八丈町基本構想において、八丈を訪れる人たちを「もてなしの心」をもって迎え、様々な楽しみ方ができる「やすらぎの島・八丈島」を目標に掲げ、自然の中で遊びたい人、景勝地や温泉で癒やされたい人など、島を訪れた方にいろいろな発見を提供していくことで持続可能な観光地を目指しております。

大里地区の玉石垣ふるさと村は、多くの観光客が訪れる重要な観光スポットであり、ふるさと村は、島の昔の生活を知るとともに来場者の方に飲物などのサービスを提供する、まさにもてなしの場所として位置づけてきました。今回、同様の考えの下で再建することに考えは変わりはありません。

しかしながら、存在した全ての建物の移築は現実的に難しい状況でございます。今回、母屋となる建物のみ移築となりますこと、ご理解をお願いします。また、近隣住民の方に

ご迷惑をかけないよう、防災対策に努めてまいります。

2点目の、どのような設計かについてです。建物の設計については、概略になりますが、部屋数については居間が一部屋、約13.5平米と6畳和室が一部屋、そのほかに縁側、便所、台所があり、延べ床面積は85.37平米、約26坪ぐらいになるかと思えます。これまであったふるさと村より若干大きいぐらいの建物になるかと思えます。高さは6.8メートルになります。

3点目の、かやぶき屋根を採用しない理由についてです。屋根の造りについては、一般的に使用されている薄板状の屋根材を、現在の建物は使用してございます。そのため、かやぶき造りにはなってございません。当然、かやぶき屋根についても検討したところですけども、価格のほうは以前より大変高騰してございます。また、今後のことを考えるための改修費だったり、メンテナンス費用も考慮しまして、かやぶき屋根は断念しておりますのでご理解をお願いいたします。

4点目の、今後どのような運営にしようとしているのかです。運営方法については、以前同様シルバー人材センターに委託する方向で考えております。内容についても、来場者への飲物の提供や八丈太鼓の体験等、観光関係者の意見も踏まえて、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 費用がかかって大変なのでかやぶきは断念したいというように聞こえました。

例えば、ごみ焼却場、何十億とかかりますけれども、それは幾らかかっても建設をいたします。これ島民にとって必要不可欠なものだから、お金の問題ではないからです。今回コロナ事情で、観光事業が島にとって必要不可欠なものだということが分かりました。今お客さんが来ないで、島民は大変苦勞しております。その観光の要となっているふるさと村という建物も、島にとってとても重要で必要なものだとは思いますけれども、役場の方はどうお考えなのでしょうか。

料理のミシュランの星というのがありますよね。1つとか2つとか3つとか星をつけますが、あれは、それを食べるために、それを食べることを目的に旅行する価値のある料理ということで、星がついていると聞いたことがあります。

例えば、このふるさと村。以前、お客さんに聞いたところ、私はリピーター4回目という

方もいらっしゃいました。ふるさと村、それを目的に来る価値のある観光施設だと思っております。目で楽しみ、接待の方と触れ合って楽しみ、太鼓をたたいて体で楽しむ。先ほど、課長がおっしゃっていました、楽しみとおもてなしが合体された、とても観光客を満足させられる体験型の施設です。

確かに、かやぶき屋根は、造るのも維持費にも費用がかかります。しかし、年中いろりで火をたくことにより屋根を乾かし、修繕の際も全面交換ではなく一部の補修で済み、近年は費用の削減ができていたんですよというふうに、接待をしていた方から聞いたことがあります。また、費用以上の効果を生んでいる施設だと私は思っております。

ふるさと村は、島の歴史を見せる施設です。島は昔、貧しい頃は、かやぶきでした。そして狭い小さなおうちで、特徴のある台所ですとか、トイレですとかがありました。そのような歴史を見せる施設です。費用がかかるからといって、簡易的なものにしてよいのでしょうか。ぜひその辺をお考えいただきたいと思います。

あと、いろりの火災が心配だということに関してなんですけれども、もともと火事の原因は、いろりとはなっていなかったように思います。今回の火災では、ご近所の方、本当に大変にご迷惑をかけたと思います。自分のうちまで燃えるんじゃないかと、ご近所の方、心配したという声も多数聞きました。

しかし、沖縄の首里城ですとか韓国の南大門ですとか、有名な施設も火災で焼失しております。ありとあらゆるものはいずれ壊れます。火災を起こさないために準備をして、万全な対策をして実施するということが重要なのではないのでしょうか。ぜひもう一度、設計とかのご検討をいただきたいと思います。

また、このかやぶきじゃないよということに対して町民がどう思っているのか、観光業の方がどう思っているのか、そういうことを調べたのか。これは誰の意見でこうなったのか、ただ費用だけのものなのか。皆さんが、しょうがないよ、やっぱりお金がないんだからトタンでいいんじゃないとおっしゃっているのだったら、それはそれで構わないと思います。皆さんがそう思うんでしたら。

ただ、皆さんが、え、知らなかったよ。できてみたらかやぶきじゃないじゃん、トタンじゃないの。これじゃ以前のふるさと村と違うよねと思われたら、これは違うんじゃないかなと思います。その辺どうなのか、再度質問いたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、沖山恵子議員の再質問に回答したいと思います。

まず、防災対策につきましては、これは建物の管理上の話になりますので、いろいろ火災警報をつけたりとか、そういった委託する方に対しての施設の中での火災、そういった広い意味での防災対応をやっていくという意味になりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、ふるさと村かやぶき屋根、確かに形は変わってしまうというところで、訪れた方も違和感を持つというふうなところはあるかとは思いますが。町のほうでもいろいろな方の意見を聞きまして、島内で同じような建物がないか、たくさん探したというふうに担当者のほうからも聞いてございます。

また、今回、あそこは土砂災害警戒区域に指定されているということもございまして、位置も以前の場所よりも10メートル離れたようなところに建てるような構造になっております。

カヤにつきましては、ご承知のとおりかと思っておりますけれども、八丈島の中でカヤを生産しているようなところもなく、当然カヤ置場というのもございませぬ。対応とするならば、当然島外の事業者から仕入れて建築することになります。現在、金額につきましては、先ほど触れませんでしたけれども、カヤを替える部分だけで約3,000万の金額がかかるというふうに聞いてございます。

そういったところで、いろいろご意見はあるかと思っておりますけれども、現状は、景観は当然あそこのふるさと村に合わせたような景観というふうな形で、建物のほうの移築は考えてございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 様々な方にご意見を聞いたとおっしゃいましたが、どなたに聞いたのか、再びお伺いします。

また、言ってしまうと、お金がかかるからやりたくないということなんだろうけれども、それが観光にとってどれだけの重要な意味を持つのか。先ほども申しました二十年、三十年とその姿のままいくわけですか。もう、今やらなかったら一生多分、島にはかやぶき屋根の建物は生まれてこないような気がします。お金がかかるから、今だからこそやるべきなのではないかな。

今だからこそ、例えば今年無理だったならば今年と来年とか、2年後を目指してとか、そういうことを含めてでも、簡単なものよりもちゃんとしたものを造ったほうがいいと思うのですけれども、再度質問します。

大勢の方がそれでいいとおっしゃったと言うのであれば、どなたに聞いたのかということをお聞かせください。

あと、ここにいらっしゃる議員の皆様含めて、この中でどれぐらいの方が、トタンでいいよと思うのか、やっぱりカヤのほうがいいんじゃないと思うのか、それはまた後ほどお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、沖山恵子議員の再々質問にお答えいたします。

意見を聞いたというのは、確かに、広く住民の方に再建に向けての意見を聞いたというところは、そこまでやったということは、私のほうでは承知してございません。ですので、多くの方に意見を聞いたというところの範囲というのは、あくまでも関係者のレベルではないかというふうに認識してございます。ちょっと言い方で語弊があったところはおわびいたします。

建物の造りの屋根の部分に関して、仮にカヤを今後作り替えるといったときには、構造上のいろいろな問題もございまして。そういった部分も考慮して、今の建物を見た中では、かやぶきが難しいんじゃないかというふうな判断をしております。

カヤについては、先ほど申し上げましたけれども、繰り返しになって申し訳ございませんが、八丈島の中での建築をする方がいらっしゃらない。また、価格も今後高騰していくだろうという想定の中で、現在の時点では、カヤのほうは採用しないというふうな形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 山 下 巧 君

○議長（奥山幸子君） 次、8番、山下 巧さん。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） おはようございます。

コロナ関連で2点質問いたします。

まず1問目は、緊急事態宣言解除後の島の復興について。2点目は、巣立った若者への支援策ということで。

まず、コロナウイルス拡散防止の緊急事態宣言を受けて、島の主幹産業である観光関連産業、商工業、全てが大きな打撃を受けました。航空機も一便体制ということで、また移動制

限、観光自粛が続き、緊急事態宣言は解除となっても自粛は継続し、今後の島の将来に大きな影を落とす状況にあります。島を感染から守りながら、経済を回し復興を目指す町の考えを問います。

2点目は、この春、八高生をはじめ多くの若者が、夢と希望を持って都会へ羽ばたいてきました。時期を同じにして、緊急事態宣言で巣籠もり生活を余儀なくされました。学業も仕事もアルバイトも自宅待機。学生は、八丈の親元に帰りたくても、感染防止のため今は帰るなどという状況が続きました。他の自治体では、物資の支援などふるさとからの贈物を届けたりして応援しております。この支援は、生まれ育ったふるさとに愛されていることを実感し、郷土愛にもつながると考えますが、町の支援策はありますか、お尋ねします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、私のほうからは、8番、山下 巧議員の1つ目の質問、緊急事態宣言解除後の島の復興について回答いたします。

緊急事態宣言の全面解除後、国から4段階の段階的緩和目安が出されました。6月19日からは全国的な移動も可能となっています。東京都においては、東京アラートが発令されるなど予断を許さない状況となっておりますけれども、適切な感染予防策を講じ、都内等での感染症発生状況を踏まえた上で、来島自粛緩和日を6月19日目安に検討し、八丈島観光協会とも受入態勢構築に向けて協議しているところです。

観光業が回復すれば、島の景気回復へつながることと思っておりますけれども、議員指摘のとおり、観光客の移動手段となる航空機の便体制が鍵となります。

現時点でできることとしまして、東京都や旅行会社との情報交換を密にし、Go Toキャンペーン等も含め対策を講じてまいります。

以上で回答といたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 奥山 拓君 登壇）

○総務課長（奥山 拓君） それでは、8番議員の2点目、巣立った若者への支援策について、お答えいたします。

ご質問の巣立った若者への支援策ということでございますけれども、他の自治体において、新型コロナウイルスの影響によりまして、学校の休校やアルバイトが休みになることで、生活面の支援、感染拡大防止の観点から帰省ができない若者に対して、地元特産品のお米や生活

必需品などを送る支援をしている自治体があることは聞いてございます。

町におきましては、特産品で申し上げますと種類や時期の課題がございます。生活必需品につきましては、内地よりの物流等に頼るところが多いという面もございます。また、外出自粛に伴う内地での流通混雑など、様々な影響を考慮して、他の自治体と同様の支援を行うことが必ずしも妥当であるとは言えない状況であると考えてございます。

そこで、この6月より、議員の皆様方のご協力もありまして実現しました航空券の割引、島民割引。このカードが、一部条件付ではありますが、学生適用も可能となりますので、この制度の利用促進を図りまして、支援につなげていきたいと考えてございます。

新型コロナウイルスの収束後におきましては、このカードを利用いただき、ぜひ帰省をしていただくことを期待してございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 8番。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） ありがとうございます。

まず、どういう形で島に観光客を受け入れるかということなんですけれども、まずお互いに、お客さんも受け入れるほうも、お互いにこの安心・安全が確保される、担保されればいいわけなんですよね。そのためにどういう対策を取るか。特に宿泊業は長時間滞在しますから、その中での行動の在り方、そういったものも、今こういうふうになれば感染はまずないだろうというようなことを、観光協会でも対策しているかと思うんですけれども、その辺を徹底していただきたいということですね。

あと、若者たちへの支援ですけれども、この若者の範囲をどの辺まで設定しているのかなと思います。例えば、この春八高を出た方は五十数名だと思うんですけれども、まだ未成年の方も大勢いるわけですね。二十歳ぐらいまでの人にもかなりつらい思いをしているんじゃないかなと思いました。

あと、航空券だけでなく、船のほうももっと活用したらいいんじゃないかなというふうに思います。

何よりも、ふるさと八丈島に何か見捨てられた感があると、非常に今後困ると思うんですね。ですから、励ますメッセージを入れて、ぜひ対応していただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

(産業観光課長 高野秀男君 登壇)

○産業観光課長(高野秀男君) それでは、山下 巧議員の再質問にご回答いたします。

受入れの安心・安全の件ですけれども、議員のほうからも今ご指摘がありましたように、受入れ側となります観光協会さんのほうでも、会員の皆様との話の中で、まず受け入れる側の安心・安全対策としてガイドラインをつくって、まずは宿泊施設さんのほうにも情報共有をしているというふうに聞いてございます。

そういったところで受入れを、6月19日を目安とした対策をやっているというふうに、町のほうでも伺っております。また、町のほうでも、それに対する何か支援等が協会のほうからも出てきているところでもございます。そういったところで、できる範囲での支援はやっていきたいというふうに思っております。

以上で回答いたします。

○議長(奥山幸子君) 総務課長。

(総務課長 奥山 拓君 登壇)

○総務課長(奥山 拓君) それでは、8番議員の再質問にお答えいたします。

その若者たちへの支援の対象範囲ということでございますが、ちょっとこちらのほうでも、まだその辺のことは具体的に対象範囲をどこまでということを設定してございませんので、その辺を設定しながら、できることできないことあると思いますので、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。

以上で回答と……

○議長(奥山幸子君) あと船。

○総務課長(奥山 拓君) 船のほうも、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長(奥山幸子君) 8番、よろしいですか。

以上で一般質問を終了いたします。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第6、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(笹本博仁君) 資料の1をお願いいたします。

承認第7号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、八丈町長、山下奉也。

予算書の1ページのほうをお願いします。

平成31年度八丈町一般会計補正予算。

平成31年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,349万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。

令和2年3月31日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。変更でございます。

7款1項商工費、フリージアまつり補助金ですが、平成31年度事業が確定しましたので、補正後149万8,000円に変更といたしました。

続いて7ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明をいたします。

まず、歳入でございます。

2款1項自動車重量譲与税144万3,000円の増。2項航空機燃料譲与税165万3,000円の増。3項地方揮発油譲与税53万3,000円の減。4項森林環境譲与税1,000円の減。

3款1項利子割交付金3万9,000円の減。

4款1項配当割交付金35万3,000円の減。

次ページをお願いします。

5款1項株式等譲渡所得割交付金37万6,000円の減。

7款1項自動車取得税交付金124万7,000円の増。

8款1項環境性能割交付金794万7,000円の減。

以上、税関連交付金等の確定によるものとなります。

続きまして、9款1項地方特例交付金3,135万9,000円の増。次ページの国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援臨時交付金の組替えとなります。

10款1項地方交付税1億7,048万2,000円の増。特別交付税の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

11款1項交通安全対策特別交付金12万8,000円の減。これも交付金の確定によるものでございます。

14款2項国庫補助金4,076万3,000円の減。先ほど申しあげました子ども・子育て支援臨時交付金の組替えによる減と、小・中学校タブレット導入に係る国庫補助金の交付決定による減となります。

18款1項基金繰入金1億350万円の減。財政調整基金繰入金の減となります。

20款4項雑入831万4,000円の増。昨年度の台風等の建物災害共済金の増となります。

歳入合計、補正前の額75億1,263万7,000円、補正額6,085万8,000円、合計75億7,349万5,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項総務管理費6,100万円の増。公共施設整備基金に積立てをするものでございます。

10款2項小学校費、3項中学校費、財源更正となります。

11款1項公共土木施設災害復旧費74万8,000円の増。3月9日豪雨災害の修繕料となります。

2項農林水産業施設災害復旧費、財源更正でございます。

14款1項予備費89万円の減。

歳出合計、補正前の額75億1,263万7,000円、補正額6,085万8,000円、計75億7,349万5,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 大きな変更が9ページ、国庫補助金の民生費の国庫補助金が減額されて組み替えたという説明を受けたんですけども、すみません、ちょっと意味が分からないので、なぜ子ども・子育て支援交付金がこのように8割ぐらいですか、これ、結構減らされて他のものに回ったのか、その理由についてお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 同額の組替えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「どことどここの組替えなのか、どこからどこへ持ってきたのか」の
声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） 国庫補助金がございますけれども、2目の民生費国庫補助金、これが3,135万9,000円の減にしております。これを9款1項の地方特例交付金、ここに組み替えたということでございます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 同額の組替えはいいんですけども、子ども・子育て支援臨時交付金ということで、子ども・子育てに対して出ていたお金をほかのものに、地方特例交付金に組み替えたということですよ。

数字が同じだからということじゃなくて、支出先が変わったということだと思うんですけども、何でそうなったのか、子ども・子育てのほうはお金が要らなくなったのかを教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 当初、この国庫補助金で組んでいたのが間違いということでございまして、国からの指導の下、地方特例交付金に組み替えたということでございます。

支出先は変わりございません。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（沖山議員「何だったんだろうと思います」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第7、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 続きまして、書類番号の2をお願いします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月13日、八丈町長、山下奉也。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,356万2,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和2年4月13日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款1項基金繰入金200万円の増。財政調整基金の繰入金となります。

歳入合計、補正前の額76億6,156万2,000円、補正額200万円の増、合計76億6,356万2,000円です。

続いて、歳出になります。

2款1項総務管理費241万2,000円の増。町役場出張所等の受付カウンターに、コロナ感染予防対策としまして、アクリル板を購入するものでございます。

14款1項予備費41万2,000円の減。

歳出合計、補正前の額76億6,156万2,000円、補正額200万円の増、合計76億6,356万2,000円でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月13日、八丈町長、山下奉也。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億5,624万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,980万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和2年5月13日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

項の補正額で説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

15款2項国庫補助金7億5,624万4,000円の増。特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金の補助金となります。

歳入合計、補正前の額76億6,356万2,000円、補正額7億5,624万4,000円の増、合計84億1,980万6,000円。

歳出のほうになります。

3款1項社会福祉費7億5,624万4,000円の増。特別定額給付金、1人10万円の給付と子育て世帯臨時特別給付金、児童手当の1万円割増し分の事務費と事業費となります。

歳出合計、補正前の額76億6,356万2,000円、補正額7億5,624万4,000円の増、合計84億1,980万6,000円でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第9、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 書類番号3番をお願いいたします。

承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例等の一部を改正する条例。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことによりまして、町のほうでも、3月31日付をもって専決処分を行ったものでございます。

本文の朗読は省略しまして、町民に影響が及ぶ内容について説明いたします。

中身は4点ほどあります。

まず1点目、未婚のひとり親の負担を軽減するために、税制上の寡婦控除を未婚のひとり親にも適用いたします。

2点目、公的年金に上乘せする確定拠出年金の加入期限の延長に併せ、新たに広がる加入者に税制上の優遇措置が受けられるようになります。

3点目、所有者不明土地等にかかる固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記簿の所有者が死亡した場合、相続登記がされるまでの間において、法定相続人等に対しまして、氏名とか住所等必要な事項を申告させることができるようになりました。また、さらに、調査をしても相続人等が明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるようになりました。

4点目です。軽量で安価な葉巻たばこを紙巻きたばこ並みの税額にするよう、2回に分けて見直しを行います。

その他関係法令の改正に伴いまして、条文の整備または元号の修正を行っております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。
-

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第10、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

- 税務課長（福田高峰君） 書類番号4をお願いいたします。

承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う納税の猶予などの制度の地方税法の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことによりまして、町の条例も4月30日をもって専決処分を行ったものでございます。

本文の朗読はこちらも省略しまして、町民に関わる内容について説明いたします。

5点ほどございます。

まず1点目、収入が大幅に減少した場合に、納税をすることが困難と認められるときには、担保不要、延滞金免除で1年以内の期限に限りまして、町税の納税を猶予します。これにつきましては、町の広報や町のホームページにおいて周知を図っております。また、6月上旬に発送しました町・都民税納付書の中にも案内文を同封してございます。

2点目です。厳しい経営環境にある中小企業者等に対しまして、令和3年度、来年度の1年分に限りまして、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の2分の1あるいはゼロというふうにいたします。

3点目、消費税率の引上げに伴いまして、軽自動車の環境性能割、こちらは昔の自動車取得税ですが、その税率を1%軽減する特例措置を行ってございましたけれども、緊急経済対策として令和3年3月31日まで半年間延長いたします。

4点目、国の自粛要請を受けまして、中止、延期、縮小となった文化、芸術、スポーツイベントのチケットの払戻し請求権を放棄した者へ、申告による寄附金控除を適用いたします。

最後になりますが、新型コロナの影響で入居が遅れた場合を救済するため、住宅ローン控除の適用を令和3年12月末入居分まで1年間延長いたします。

今後、町の広報、町ホームページ等において、改正された内容や手続などについて、適宜周知を図ってまいりたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

ここで休憩を取ります。10時半まで休憩といたします。

（午前10時14分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第11、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号5番をお願いいたします。

承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するということで、内容につきましては、先般の議会においてご報告申し上げました件となります。

法令に基づきまして、第2条関係で、賦課限度額を医療分は2万円引き上げ63万円に、介護分が1万円引き上げ17万円になります。

23条関係で、税の軽減措置の拡充として、基礎課税から減額する額、差し引く額を増額するというので、税が軽減される規定となり、減額対象の被保険者数が増加いたします。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第12、承認第13号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号の6番をお願いいたします。

承認第13号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、八丈町長、山下奉也。

裏面をお願いいたします。

八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

八丈町介護保険条例の一部を次のように改正する。

こちらにつきましては、低所得者に対する介護保険料の段階的な軽減措置として、保険料率を前年度より第1段階で0.075、第2段階は0.125、第3段階で0.025減することとされた

もので、当初予算の説明のときに皆様にご報告したとおり、2020年3月の最終日まで審議中
でずれ込むということでしたので、専決処分に対応させていただきますとお話をしたもので、
介護保険施行令の改正に伴う条例の改正です。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、承認第13号 専決処分事項の報告
及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第13、報告第1号 平成31年度八丈町一般会計繰越
明許費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 資料番号7をお願いいたします。

報告第1号 平成31年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いいたします。

平成31年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらは、平成31年度の予算で設定されました繰越明許費のうち、令和2年度に繰り越す

金額を報告するものでございます。

金額につきましては、翌年度繰越額で説明をいたします。

2款2項企画費、基本構想策定委託246万8,000円、基本構想に関わる地域経済循環分析の委託事業を繰り越すものでございます。

3款2項児童福祉費、若草保育園エアコン設置事業29万円、この4月に設置は完了してございます。

6款1項登立水路改修事業1,438万9,000円、この5月に工事は完了してございます。

7款1項商工費、フリージアまつり補助金149万8,000円、フリージアまつりの日程のうち令和2年度の事業に対する補助部分を繰り越しております。

8款1項道路橋梁費、西見黒金土3号線道路改良事業785万3,000円、5月に工事は完了しております。

3項都市計画費、底土公園公衆便所建設事業713万3,000円、6月に完了予定で7月に運用を開始する予定となっております。

9款1項消防費、消防無線免許申請手数料55万7,000円、申請は終了しておりまして、5月に免許状は届いてございます。

耐震性貯水槽建築事業900万4,000円、6月に工事が完了予定となっております。

10款2項小学校費4,895万9,000円、3項中学校費4,871万2,000円、タブレットの導入事業ということで、8月に工事を含め完了する予定となっております。

4項学校給食費、給食運搬車購入事業719万2,000円、8月に納車予定となっております。

以上、総額1億4,805万5,000円を令和2年度に繰り越しましたので報告いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第13、報告第1号 平成31年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の

任命の同意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当該者であります佐々木眞理さんの退席を求めます。

(公営企業管理者 佐々木眞理君退席)

○議長（奥山幸子君） 説明、総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、書類番号の8をお願いいたします。

同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の任命の同意について。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次ページをお願いいたします。

八丈町職員懲戒審査委員会補充員の任命の同意について。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会補充員に任命したいので、地方自治法施行規程第17条第5項及び八丈町職員懲戒審査委員会規則第4条の規定により、議会の同意を求めます。

記。

1、補充員。

住所、東京都八丈島八丈町中之郷3272番地。

氏名、佐々木眞理、昭和37年9月22日（57歳）。

説明。

職員の中より任命する八丈町職員懲戒審査委員会補充員關村三男が、令和元年9月20日をもって職員でなくなったため、任命するものである。

後ろに略歴がございますが省略させていただきます。

こちらは、令和2年4月1日付で公営企業管理者に就任されましたので任命するものですので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第14、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

佐々木真理さんの復席を求めます。

(公営企業管理者 佐々木真理君復席)

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第15、議案第40号 令和2年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(笹本博仁君) 書類番号の9番をお願いします。

1ページをお願いいたします。

議案第40号 令和2年度八丈町一般会計補正予算。

令和2年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,458万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億1,438万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、変更でございます。

道路橋梁整備事業は、事業費の減により、限度額1億6,810万円を1億5,650万円に変更するものでございます。これにより、町債の合計は6億9,970万円から6億8,810万円となっております。

次、7ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で主なものを説明いたします。

歳入でございます。

15款2項国庫補助金7,380万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、

国の交付金でございます。7,458万4,000円の増となっております。

16款2項都補助金6,153万9,000円の増。市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金、都の交付金でございます。6,100万7,000円でございます。

3項委託金916万円の減。次のページをお願いいたします。小・中学生のオリ・パラ競技観戦事業がなくなったことによる減となります。

19款1項基金繰入金1億8,000万円の増。財政調整基金繰入金でございます。

22款1項町債1,160万円の減。ねぎばな水壺線道路改良事業費の減となります。

歳入合計、補正前の額84億1,980万6,000円、補正額2億9,458万3,000円の増、合計87億1,438万9,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項総務管理費6,763万3,000円の増。

諸費でございますが、538万円の増でございます。固定資産税の還付金となります。宅地課税されていた土地を所有者の申出により現況調査を行ったところ、山林であることが判明しております。そのようなことで、平成28年度に遡って還付することになります。

14目の新型コロナウイルス感染症緊急対策基金費6,100万7,000円。この後、基金の設置条例を提出しておりますけれども、東京都の交付金につきましては、コロナ感染症対策に広く充当できる交付金でございます。基金に積立てをいたしまして、それぞれの事業が確定してから充当していきたいと考えてございます。

3款1項社会福祉費6,799万5,000円の増。負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症緊急対策経済支援水道料金補助金6,750万円。官公庁の施設は除きますが、6、7、8月請求分の水道料を経済支援補助金としまして水道事業に補助するもので、3か月分の水道料は全額無料ということになります。

次のページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費6万5,000円の増。会計年度任用職員費用弁償の増となります。

2項清掃費199万2,000円の増。じん芥処理費でございますが、新クリーンセンター敷地造成建築確認申請書作成委託料、これが82万1,000円の増。

その下、原材料費、資材代で有明の破碎機制御盤内の部品の更新の103万4,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

5款1項労働諸費11万4,000円の増。コミュニティセンターの体育館トイレ流し台交換委託料でございます。

6款1項農林業費329万8,000円の増。土地の購入費でございますが、登立農道の土地の購入費163万円の増。

次のページをお願いいたします。

3項振興費4万4,000円の増でございます。

失礼しました。その前に、鳥獣害対策費で、カラスわなの管理委託料、これは捕獲体制の強化ということで、73万8,000円の増でございます。

3項振興費4万4,000円の増。建物共済保険料等の増でございます。

7款1項商工費9,106万4,000円の増。

報償費につきましては、社会保険労務士謝礼ということで70万円の増。これは、雇用調整助成金の窓口相談を実施する費用でございます。3回分の謝礼となります。6月に実施をする予定となっております。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業継続支援金9,000万円の増。国の持続化給付金、都の拡大防止協力金の対象外の事業者に対しまして50万円を上限に支援するものがございます。300の事業者を予定してございます。

8款1項道路橋梁費120万円の増。ねぎばな水壺線道路改良工事、これは事業費の減で2,780万円の減となっております。

檜立中之郷線道路改良工事3,600万円の増。橋梁に関わる事業費の増となります。

次のページをお願いします。

2項河川費18万円の増。倉庫修繕となります。

9款1項消防費245万円の増。非常備消防費の被服費のところでございますが、消防団員夏用帽子とポロシャツ230着を購入するもので、132万6,000円の増となっております。

その下です。Jアラート自動告知システム修繕委託料としまして、184万8,000円の増となっております。

10款2項小学校費4,191万5,000円の増。これはGIGAスクールの関係でございまして、タブレット購入の前倒しとなります。228台の増ということで、合計は377台となります。

14ページの負担金補助及び交付金、オリンピック・パラリンピック競技観戦補助金につきましては、704万4,000円の減となっております。

3項中学校費1,464万5,000円の増。これもGIGAスクールの関係でございます。タブレ

ットが65台増、合計で235台となります。

次のページの負担金補助及び交付金では、オリ・パラの競技観戦補助金について600万8,000円の減となっております。

4項学校給食費107万3,000円の増。給食センターの備品購入でございます。野菜切り機、フードスライサーの購入となります。

11款2項農林水産業施設災害復旧費100万円の増。5月18日豪雨災害、林道等の修繕となります。

最後の16ページをお願いします。

14款1項予備費8万5,000円の減。

歳出合計、補正前の額84億1,980万6,000円、補正額2億9,458万3,000円の増、合計87億1,438万9,000円となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、歳入歳出一括でお受けいたします。

また、発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

この間の議運で、コロナ関係の質疑がまだあるということで、初めにコロナ関係の質疑を集中審議という形で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） コロナ関係でよろしいですね。

○議長（奥山幸子君） はい。

○10番（金川孝幸君） 町のホームページに、新型コロナに関する町長からのメッセージが掲載されています。来島や上京自粛を解除する条件が整えば改めて周知することなんです。国や東京都の感染者数は、多少の増減はあるものの同じような状況が続いています。このままでは、6月末まで、解除になるのか見通しが立たない。将来に対する不安とか不満の声が聞こえるようになっております。その不満の原因は、町の対応の遅さとメッセージの内容が抽象的で分かりにくいのではないかと思います。自粛を解除する条件とは何なのか、明確な説明と、今後の見通しを聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） ただいまのご質問にお答えします。

今現在のところは来島自粛ということになっておりますが、今現在、東京アラートが出ております。また、解除の方針として、国のほうからは、6月19日のあたりが1回目の目安というような状況になっておりまして、今後、町としましても、東京都の他県への移動の自粛関係と、この東京アラートということを加味しながら、この19日あたりを目安として今考えてございます。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 東京都のロードマップとかに従って、町も対応するという事だと思われまじけれども、空港の駐車場を見て、もう相当上京している島民の方もいられるように思われます。あと、都内の駅の混雑状況も5割以上に増えているように聞いております。ただ、島の空港の場合は、1割にも満たないような状況じゃないかと思われます。

このままこの状況が続けては経済状況が破綻するんじゃないかと心配している方も多いんですが、世の中の流れに乗り遅れないような早い決断をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今ちょっと総務課長も話をしましたけれども、先週の全員協議会のときに考え方を示しています。まずは国、それから東京都のロードマップとステップに従うというのが基本です。先ほども言ったように、東京アラート、今日の東京都内の感染者数が大幅に増えなければ、午前零時、あしたの午前零時で東京アラートが解除することを検討しているという話があります。我々も、あした再度新型コロナの対策本部を開きまして、先ほど来、それからこの間からも出ています6月19日の一つの目安で解除ができるかどうかというのを、あした検討する予定になっています。

ただ、いろいろな問題点があります。何かというと、この間の考え方にもお示したように、町立八丈病院の医療体制の問題があります。時間がたったからといって、医療体制が拡充しているわけでもありません。今までと変わらないということです。ということは、これからコロナと共存していくときに、今まではコロナを入れないことが前提でした。ところが今度、解除したというときには、コロナが入ってくることを前提にしなければいけません。そうすると、町立八丈病院の医療体制の中でどんな受入れができるか、どういう共存ができるかということになります。

東京も同じなんですけれども、何かがあったときに、多分、規制が緩和ではなくて、規制が強化されるというのが検討されています。町もどういうパターンになったときに規制を強

化するかといういろんなシミュレーションを立てながら、どの基準になったら、その規制を強化するのかということと同時に考えながら解除するという、そういったことを今検討していますので、そこら辺のところを踏まえて、あしたの判断、それからあとはまた周知というところになろうかと思えます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

10番。

○10番（金川孝幸君） もっと早く対応していただきたいというのが実感なんですけれども、あと町の病院の医療体制が脆弱だという、これはほかの島に比べたら、八丈町の体制は随分進んでいるんじゃないかなと思います。例えば石垣島でも、感染症対策の病床は3床しかない。あと、伊豆諸島とか小笠原のほかの島は診療所なんですよね。それに比べたら、八丈の町立病院は相当進んでいるほうじゃないかと思われます。

現に診療所しかない御蔵島の感染症の対応、医師が1人、看護師が3名でも、島内の感染を防げたような事例もあるので、ぜひ思い切った判断をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですね。

○10番（金川孝幸君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） 今日の補正予算の中で、国の地方創生臨時交付金と、東京都は緊急対策特別交付金と、手厚い交付金を頂いて、それを八丈町でどのように使っていくのかということを出されたわけですが、1点は水道料金の免除ということで、大変結構なことだと思えますけれども、もう一つが緊急対策事業継続支援金ということで、50万円を上限に、300件を予定して予算を組んだというふうな説明がございました。ですが、これは既に給付されている都の協力金、あるいは持続化給付金等を受けていない方を対象に支給することなわけですが、それであるならば東京都の給付金なり持続化給付金をしっかりと、まず既にある給付金をきちんとしっかり受けてもらうという町の体制づくりが必要だと思えますよね。

今現在のいかにして住民のまだ都の支援、国の支援を受けていない方に受けさせる努力をなさっているのか、まずそのことを1点伺いたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 東京都の協力金、また国の持続化給付金につきましては、現

在、こういった形で町民の方が受けられるかということなんですけれども、まず町としましては、国のほうからの要請等もあり、八丈町商工会のほうの基本、そういった申請のほうを受け付けている状況になっております。当然、ご本人で申請をされている方もいらっしゃるわけなんですけれども、申請方法が分からないという方もいらっしゃいます。そういったところで、6月7日現在、商工会さんのほうにどれぐらいの申請があった、実際に、全てのサポートを行ったかというのをちょっと確認してみましたところ、これは相談件数、多々ありますが、実際最後までやっていただいたというところの件数になりますと、東京都の感染予防の協力金のほうが39件、持続化給付金のほうは22件というふうになっております。

ただ、先ほども言いましたけれども、これ以上の件数の方への対応というのも当然行っております。

また、町のほうの対応につきましては、窓口に来られた方に対しての説明等というのには行ってはいたんですが、相談場所を設けて対応するという点に関してはやってございませんでした。ただし、議員のほうからもご指摘がありましたとおり、持続化給付金は1月15日までの長い期間にもなります。また、東京都の感染予防の防止協力金も6月17日から、また第2回目の申請受付のほうもあります。

そういうことで、産業観光課としまして、例えば個人事業主の方で自宅にインターネットの環境がない方、また、スマートフォンを持っていない方、そういった方で、申請手続きができない、また不安を感じている方もいるということで、申請に関する相談に加えて、申請事項の代理入力も行っていきたいというふうに考えてございます。

また、雇用調整助成金、こちらのほうも今国会のほうで多分予算が通るものだと思います。たしか1万5,000円まで金額が上がったと思うんですけれども、こちらのほうは、さすがに商工会さんのほうでも対応が難しい。それを受けるに当たっては、人事労務に詳しい社会労務士の方が必要だということで、今回の予算補正にもありますが、6月13日、20日、また6月27日、この3日間の中で予約を受けられた方に対して、サポートのほうを行っていきたいというふうに考えてございます。

こちらの雇用助成金の、一応、予約のほうの締切りは6月5日で締め切ったところなんですけれども、申込みがあった件数は14件ございました。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ありがとうございます。

実は、もう十数名に及ぶ相談者が泣きついてきました。いろんなところで、何か口コミで広がっているのか、山本がやってくれるらしいとなっていて、もう持続化のことなら、山本のところへ行くとやってくれるよと言って、お礼は幾ら払えばいいんだろうとかと、お礼は要りませんと、取っていないですけれども、例えば80歳を超えた飲み屋のおかみさんが、どうやってスマホやるんですか、どうやってパソコンやりますか。それが現実ですよ。パソコン持っていません。持っているのはガラケーだけ。どうやってオンラインで持続化申請するんですか。

もう見ていられなくてね、乗り込んでいきましたよ。行ったこともないうちですよ。うちにも呼びました、うちへおいでと言って。うちにある税金関係の書類、全部一抱えして持ってこいと言ってやりましたよ。確定申告書から全部、写真撮ったりスキャンしたりしながら。これが現実なんですよ。二十数件、協力金39名、持続化22名なんて、もうちょっと町は真剣にやってくださいよ。僕はもうお願いするというか懇願ですよ。それだけ住民は困っているんです。どうしたらいいか分からない。もらえるそうだという話は聞くけれども、どうやったらいいか分からない。

商工会に電話してみましたよ、僕も。商工会、おたくはどういうふうに相談来たときに手伝いしてあげてますかと聞いたら、最初、仮登録するんですね。これはどの端末からでもできる。あと本登録をして、ID、パスワード入れて、マイページに入れるわけなんです。そこまではやりますというわけです、商工会も。そう言っていましたよ。7月になったら専門家を東京から招くから、そのときには実際にお手伝いできると思いますという、そういう答えでした。

ですので、22名の方はどういう方が商工会で、どういうお手伝いをしていただいたのか分かりませんが、もうちょっと、町民のことなんだから。町も本気出して、いっぱいいるでしょう、町の中に、パソコン達者な方。月曜日は企画財政が担当、火曜日は総務課とか、みんなで交代しながら面倒を見てあげるようなシステムができないものかなと。これを一つの課で、高野さんところの課に行けばいいという、そういうふうに押しつけるつもりもないんですけれども、もうちょっと町は困っている住民のために手を尽くすべきじゃないかなというのがお願いなんですけれども、もし何かそういう予定があるのであれば、高野さん、どうですか。2階に窓口開きませんか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） まず、持続化給付金のほうに関しましては、国のほうから、

申請サポートのキャラバン隊が来て、7月13日から19日の間、町役場のギャラリーにて申請のほうをやる予定でございます。

ただ、先ほども言いましたけれども、やはり持続化給付金は来年の1月15日まで、また東京都の申請のほうも第2回目が始まるというところで、産業観光課内で一応考えた中で、課としては全面的に協力していこうということで対応していきたいと考えておりますので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） それはいいニュースですね。7月13日から19日まで町のギャラリーで面倒を見てくれるということですね。ちゃんとそれを何らかの形で、まずは防災無線でもアピールして、町民みんなにアナウンスしていただきたいと思います。

それから、最後に1点だけ。本当は一般質問でお伺いしたかったですけれども、通告して。今、先ほど、一般質問の中で8番議員の方が、コロナ収束後の復興についての町の考えを求めることがありましたけれども、産観の課長は、観光を中心にして、関係機関の協力を得ながら復興を進めていくという回答でした。僕はそうじゃなくて、今、閉塞された自粛の暮らしの中で、もしかしたらアラートも解除されるかもしれませんが、本当にこういう中で、いずれは収束すると思うんですけれども、その収束した後のこともしっかりと考えておかなきゃいけないと思うんです。

思うのは、もう既に町の形がいろいろ変わっているんです。だから、ただ単に昔あった形に戻せばいいという考えは、僕は正しい判断ではないと思う。昔あった形に戻せばいい、何でもかんでも昔に戻ればいいというんじゃなくて、今のコロナの生活の中で対応しながら、期せずして得られた副産物があると思うんです。

例えば、オンラインを使った会議、テレワーク、オンライン授業、ITを使った大きな変革が起きていますよ。しかも短期間に。やろうと思ったってできなかった働き方改革がどんどん進んでいっているわけなんです。そういう新しく出てきた町の形、国の形というのも加味しながら、今後、町をどういうふうデザインして、これからの町の形をつくっていこうとなさるのか。それも今、同時並行で、困窮者を助けるという喫緊の課題もありますよ。それと並行して、僕は将来を見据えた町のビジョンというのも示すべきときじゃないかな、示すべきじゃないかなと思うんですけれども、ひょっとしてこれは誰に聞いたらいいか分からないんですけれども、どなたかご回答いただければと思うんです。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君）　そういう部分も含めて、観光協会というか観光面での、先ほどの産観課長の部分がありましたけれども、観光協会からもいろんな面で要望等も来ております。それはそれで対応も考えていかなければならないと思うんですけれども、ICTの関係ですけれども、今日の予算にも、小・中学校の部分全部、今年度整えるという部分も含めて、後ほど、今日は全協の後、会計課長からも報告させようとしていたんですけれども、キャッシュレスの関係です。またいろいろ、みずほ銀行から、国交省の予算を使って、そういうIT関連、町のいろんな仕事のそういう利活用ができないかという部分の検討といいますか。まだ本当の構想の段階ですけれども、そういう部分も含めてやっていきたいなというのがあります。ただ、キャッシュレスの関係は、来月、私とみずほ銀行で協定を結んで、その部分は進めていこうかなと思っております。キャッシュレスは、観光部門にも関連する部分があると思うんです。

一つずつですけれども、時代の流れといいますか、そういう部分でやっていこうかなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君）　ほかにございますか。

1番。

○1番（宮崎陽子君）　7ページの、先ほどもお話が出ておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のことにつきましてお尋ねしたいと思います。

今年の4月7日付で、総務省の自治財政局財政課より閣議決定されていた案件でございますが、各市町村議会に対して措置の内容、伝わっているかと思えます。

その中で、地方負担の増加に関する措置内容という意味で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたというふうに受け止めておりますが、このもともとの趣旨は、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図る、そして、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるようにするための交付とあります。

前回、6月2日に全協の会議で、このような資料を配られております。こちら皆様、お目通しいただいているかと思えますけれども、この中にとっても重要な離島ならではの事業なども数々出されております。

ここで質問なんですけれども、やはりこういったものは、町がリーダーシップを執って、住民の方にしっかりと説明をしていく必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君）　今日、資料を皆さん持ってきていないと思うんですよね、配られているのは承知していますけれども。

(発言する者あり)

○議長（奥山幸子君） 7ページの地方臨時交付金のことを答えていただければいいんじゃないですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 国の交付金の関係でございますが、補正予算の中では、水道料金、社会福祉費のところでございますけれども、この交付金の内訳としまして、5,458万4,000円をこの水道の補助金に財源として充当しております。また、支援金のほうにつきましては、残りの2,000万円を財源充当させていただいているということでございます。

また、この交付金につきましては今後も、国の補正が通りましたら交付される見込みであるというふうに考えておりますので、引き続きこのような事例につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） 今後のアフターコロナに向けての重要な事業がたくさんこちらの中に掲載されております。例えば、離島を目的とした遠隔診療の件ですよね。これなんかもすごく八丈町には大切なことになると思いますし、また防災支援事業、そして島の魅力を発信するための支援事業、そういったものをはじめ、フリーランスの方を対象としている事業など、いろいろなものがある中で、今後アフターコロナに向けての対策ということで町がリーダーシップを執っていただきたいという意味でお伝えしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 先ほども申し上げましたけれども、このアフターコロナということでございますけれども、引き続きやはり考え方を柔軟にしながら取り組む必要があると思っております。生活様式も大分変わってくると思っておりますので、その辺については検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） では2番。

○2番（浅沼隆章君） 質問させていただきます。

先ほど副町長からも、東京アラート解除があした午前零時に検討されているというお話もあったと思いますが、それに合わせてステップ3に移行するというお考えもあるような話も聞いております。

それで、やはり町の自粛緩和のロードマップというものを、住民に的確に伝えなければいけないと思っているんですけども、こちらの内容については全員協議会でも、議会運営委員会のほうでも質問させていただいていますので、進捗状況を踏まえてお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 先般の全員協議会のほうでもロードマップの作成ということで、今、作成をしております、明日の町の会議のほうに締めて最終決定をしてお示ししていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

一応確認なんですけど、あした行う予定の、これは八丈町の新型コロナウイルス感染症対策本部のほうで話し合われて決定した上で、ロードマップが示されるということによろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） そのとおりです。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） その対策本部に議員は入っていないという状態がありまして、情報が早く入ってこないということもありますので、自粛緩和のロードマップ等は、議員のほうにもなるべく早めにお伝えいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは決定し次第、お伝えできるようにしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 度々ですみません。ちょっと話は変わります。町の対策について。

水道料金が先ほど6月から8月で3か月間無料になりますと、それと国の持続化給付金と都の協力金をもらっていない事業者に対して、50万円を上限に、厳しい事業者に対してお支払いできるということがあったと思うんですけども、あした可決する予定の国の第2次補正予算の中に家賃補助、先ほど話もありました雇用調整助成金の拡大があると思うんですけど、その対象者は町の支援の対象者になるのでしょうか。もらうと対象者から外れてしまうのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） その国のほうの今のお話の補助金は、対象とはなりません。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） では、確認ですが、国の持続化給付金、都の協力金、2回目ですね、2回目も含めてもらった事業者に関しては、町からの補助金の対象者とはならないということよろしいですか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） そういうことになります。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

3番。

○3番（山下則子君） 水道料金3か月無料になるということはすごくいいことだなと思っています。

また、もう一つのほうの50万円の町独自の給付なんですけれども、困っているのは事業者さんだけではなくて、例えばホテルやその他の事業所で働いていたパートさんやアルバイトさんも仕事が減って困っている方はいらっしゃるんですね。そういった方に町として何か支援策というものは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 今回の補正の中では、東京都のそういった助成だったり国の助成だったり、そういった対象者がありましたので、そういったところで、例えば都の協力金でしたらば、対象になる方、対象にならない方というのが明確に出ていましたので、そういったところで今回は対象から外れた方に対して町としての支援ができないかというところでの考えでございました。国の持続化給付金もそういった考えだとは思っております。

今、それ以外に、住民の方での困っている方というところのお話になるかと思うんですけれども、その辺については、まだ今の段階で、庁内の中で何か検討したかということではなりませんので、今後の課題にしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） よろしく願いいたします。

3月の議会で教育課長が、夏にタブレットを子供たち、小・中学校全ての児童・生徒に1人1台ずつ導入するけれども、自宅には持ち帰らないという方針だということをお伺いいたしました。この3月、4月、5月と、自宅学習せざるを得ない状況になったわけなんですけれども、今後の考えとして、自宅に持ち帰らせないというお考えは変わらないのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 現在3月に補正を上げた時点では、国の補助金のみを使っての整備ということで続けて、それを繰り越したという状況でございます。現在は、東京都の支援の下にタブレット授業、共同購入を進めておりまして、その中で端末の仕様が、L T E、W i - F i 両方に対応できる端末に変わりましたので、持ち帰りも検討してまいります。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） よかったです。保護者の方々は、このお休み期間中に、隣の学校ではオンライン授業が始まったようだとか、うちの学校ではW i - F i 環境についてのアンケートがあったけれども、よその学校のほうが勉強が進んでいるのではないか。うちの子の学校状況というか、そういうのが心配だという声が上がっていたんですけども、小学校、各学校とかによって教育格差というのは発生しなかったんでしょうか、このお休み期間中。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 各学校工夫していろいろ行っていただきましたので、そのような格差が出たということは確認しておりません。各学校、先生、校長先生含めいろいろ考えて工夫して、家庭訪問の回数も増やしたり、そういうことで対応しておりますので、格差が出たということは報告に上がっておりません。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） 申し訳ありません。ありがとうございます。

昨日、私自身が町立病院の外来を受診いたしました。その時点では、そんなに混んでいないというか、1人ずつ空いて、待合室の状況はそんなに混雑、密集状況ではなかったんですけども、2週間前に町立病院に診察したときには、ちょっと密集というか、空いていなくて、1人置いて座ったんですけども、混雑状況によって、1人が来たという状況が、お隣にあったんですね。

その意味からも、これからウィズコロナというか、先ほどもお話がありましたけれども、コロナと一緒に状況をつくっていかなくてはならないわけなんですけど、町の病院として、その混雑状況をどういったら緩和できるか。というか、そういう、例えば予約の時間帯に30分に数人入っていますよね、予約というのは。予約の人数を減らして、ちょっと待合室の混雑状況を緩和するとか、何か密集を防ぐ手だてというものは考えておいでなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（高橋太志君） まず、今、町立病院では、一般の外来のときにはそんなに、今

のところそんな物すごい3密状態になるような、そんな状況というのは、なかなか発生はしていません。

ただ、臨時診療をやっています、そのときには、今、臨時診療の回数も、飛行機の便数が2便、1つになってしまったというところで、臨時診療の回数を減らしています。向こうのお医者さんがこちらに来られないというところで減っていますので、どうしてもそのところは密になってしまうというところはあるんですけども、実際リハビリ等は、今、訪問のほうでリハビリをしたり、あとはなるべく外来の方にも、次回来ていただくところを、長くスパンを取れるようでしたら取るとか、そういったところを医師のほうでお話しして対応していますので、一般の普通外来につきましては、それほど密になるような状態というのは、今のところ確認はしておりません。

やはりその臨時診療につきましては、なるべく間を空けてくださいという話はあるんですけども、臨時診療の医者は、限られた時間の中でなので、例えば2便で、1便で今回来て最終便で帰る。そういった形になりますので、そうなるべくともどうしても、緊急を要する患者さんがおりますので、そういったところを優先的に診てあげるという、そのような対応を取っております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） どうしても臨時診療のときは人数的に多くなってくるかなと思うんです。私が2週間前に伺ったときも、多分臨時診療だったと思うんですけども、東京の病院なんかだと、待合室にちょっと空けるように何か貼り紙がしてあったりとか、そういう対策を取っていますが、例えば町立病院で何かそういったことを考えておられますか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（高橋太志君） 当初そうした、一席ずつ空けようというところもあったんですけども、そうすると物理的に入ることが不可能で、常に今日みたいな快晴の日でしたら外で待っていただくとか、そういったこともできるんですけども、やはり雨の日が非常に多い島になりますので、患者の方は外で待っていただきというわけにいきませんので、あとは車の中で待っている方もおられますけれども、一応貼り紙をして、距離を取ってほしいというところだけはアナウンスはしております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 水道料金とか、それから支援金とか、それは非常に町として頑張った

事業だなと思います。いろんな自治体が1人2万円プラスするとか、いろいろある中で、なかなか評価できるのではないかなと私は思っています。

さて、前回の全協でも聞いたんですけども、協力金はある程度限定する対象者なんですが、持続化のほうはかなり範囲が広いと思われるんです。町で想定されている300事業者、例えばどういう事業体があるか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 今回、私たちのほうで対象とする、想定している事業になるわけなんですけど、そもそも3月の観光イベントの中止、また自粛要請等によって来島者の方が来なくなった、そういったところで影響が出ている事業者さんを主に想定しております。

具体的には宿泊業、あとは飲食店、居酒屋さん、喫茶店、あとガイド業、ガソリンスタンド、それ以外にいろいろと影響を受けるだろうと想定する中で、クリーニング店、酒屋、雑貨店、食料品売場、また製造業、ダイビング事業者、タクシー業、バス事業、レンタカー、これ以外にも対象となるような事業者も当然あるかと思えます。そういったところは、申請の段階で確認したいというふうに考えております。今言ったのは、大体想定する事業者として挙げさせてもらいました。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今言われた中で、製造業とかはちょっと微妙なのかもしれないけれども、かなりちゃんと申請すれば国の持続化のほうの対象になる業種がすごく多いと思うんですね、この中。だから、その辺、さっき山本先生もおっしゃったんですけど、ダブる可能性がすごくある。ダブらないものもあると思うんですけども、その辺はどういうふうに把握されているか。把握というか、特にこの業種というのが分かっているかということと、要するに、国の持続化ももらえない人がもらえる支援金なので、その辺をちょっとはっきりさせていたいただきたいなということと、農業者とか生産者、結構影響を受けていると思うんですよ。その辺はどうかなというのをちょっと教えてください。漁業者も。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） まず、先ほどの製造業というところは大きく言ってしまったんですけど、例えばくさや屋さんとか、焼酎を造っているところというところを想定しておりました。

あと、確かに国の持続化給付金はかなり範囲が、個人事業から中小企業からというところ、かなり範囲が広いので、今回私たちのほうが、例えば観光協会だったり商工会だったり、

町のごみ手数料の出る事業者さんだったり、いろんなところからリストを見比べまして事業を出したところですよ。本当はもっとこれ以上に事業は当然ございます。

先ほど私が申し上げましたのは、あくまでも当該自粛によって影響が出る事業者というふうな形で想定しておりますので、私も、例えばコロナの影響で事業収入、例えば自粛要請によって減ったよというふうな、そういったことが明確に分かれば、当然対象としたいというふうなことを考えておりました。

確にかかっている部分は相当数あるかと思えますけれども、その把握に関しましては、昨日もニュースでありましたけれども、東京都も国も支給のために人員を増員して頑張っているというふうな報道もありましたので、我々が申請を受け付けるのは7月1日からというふうなことを考えていますけれども、それまでには申請された方も多く支給されているんじゃないかなというふうな多少の期待はしているところではございます。

都の協力金に関しましては、今日の朝、ホームページを見ましたところ、八丈からは137件の方が協力金の申請をされているというふうなことがありました。

それで、漁業者と農業者に関してなんですが、漁業者、農業者は、東京都の協力金のそもそも対象にも対象外にも入っていないというふうなことになります。しかしながら、持続化給付金のほうは対象になりますので、まずはそちらのほうで対象になる方は申請をしていただくというところでお願いをしていきたいというふうに思っております。まだ特段、漁業者の中でも遊漁船は対象になりますので、そちらのほうの申請は聞いているというのは伺っていますけれども、状況としてはまだ持続化給付金をみんながみんな申請になるぐらいの収入減になっているかということ、まだそうではないというふうなお話は伺っています。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） あまりはっきりしなかったんですけども、要するに、協力金のほうはいいです。持続化と一応ダブっても申請していいということで、それで、もし片方もらったら返還するという、多分方針だと思うんですけども、日程がかなり長いじゃないですか、持続化のほうは。その辺がダブった場合のシステムと、それから、持続化のほうにも絶対合わない業種があるので、それをちょっと知りたいんです。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 持続化のほうに合わない事業というのは、ごめんなさい、具体的にこういう事業とかというのが何か照らし合わせるような材料が見当たらないので、すみません、そこは確認はできないようなところですよ。

一つ回答のほうが無れておりましたけれども、申請をしていただく際には、誓約書を当然つけます。その中で、もらう中で、対象要件に該当しなくなった事実が判明した際には返還してくださいというふうな一文を設けておりますので、持続化給付金は確かに長い、1月15日まで申請できますので、八丈町のほうの申請をした後に収入が、例えば急激に減って、持続化のほうの申請をされるというケースも確かに考えられなくはないので、そういったときには、返還は当然していただくというふうな形で説明はいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） あと、協力金とか持続化のをもらった場合、それは課税対象になるということなんですよ。町のこれは課税対象に同様になるということですか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 国の持続化給付金、都の協力金と同様な形での支援になりますので、課税の対象にはなりません。

（岩崎議員「分かりました。また教えてください」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） まず、特別定額給付金については町のほうが、当初6月という話だったんですけども、5月末にもう給付しているということで、これ大変努力していただいたことで、これについては、非常にその努力については評価できるかなと思いますので、ありがとうございましたということです。

それで、前回の全協で、八丈支庁の対応等についていろいろ話がありまして、先日、議長と一緒に支庁長のところにお伺いして、対応を少し丁寧にもっとやっていただきたいということで、翌日、支庁の内部の文書で、職員に対して回ったというような話もお聞きしました。その辺、文書の中身については確認をしていないんですが、一応、議会としても、東京都の出先として支庁があるわけですから、そこでつけんどんな態度を取るといのはやはりまずいと思うんですよ。ですから、議会としても、議長名なり何なりで要望というか強い要望を出すというのが必要じゃないかと思いますが、その辺は、これはどうするんだろう。その辺をぜひやっていただきたいなと僕は思うんですが、いかがでしょうか。

これどうするんだろうな……

○議長（奥山幸子君） 町として要望するんじゃない……

○6番（菊池 良君） 皆さん賛成であれば、それを議長名で出していただきたいということでお願いしたいんです。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。

○6番（菊池 良君） よろしく願いいたします。

（岩崎議員「今の関連でいいですか」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 恐らく支庁がなぜ対応できないかということヒアリングされていると思うんですけども、それは理由はどういうふうな意味合いなのでしょう。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 協力金の申請のマニュアルのほうに、まずオンラインはオンラインとしてありまして、例えば相談窓口というふうなところで、都内でしたらば都税事務所、またそれに関する支所というんですか、そういったところは対象になっているんですけども、明確にうたってはいるんですが、例えば島嶼部にある支庁というのは、そこには記載がたしかなかったように思います。

そういったところで、私も、この協力金の申請が始まるぐらいのときに、八丈支庁さんのほうではどういった対応ができますかねというふうな話もお聞きしたことがございましたけれども、この協力金、いろいろ申請が始まってから、これは申請できるんじゃないの、これは申請できないんじゃないのと、いろんな話が錯綜したときがありました。八丈支庁さんの回答としましては、そういった誤った情報を発しないように、相談窓口は一本にして申請を受け付けるというふうな形で対応するというふうな話は聞いております。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 結局、東京の本庁のほうに問い合わせしてくれという案内を最終的にはしているみたいなんですけど、本庁は電話が出ない、つながらないと。そういうパターンがほとんど多いみたいなんですよね。それで、実際申請したい方は支庁に行って、結局そういう状況になるので、支庁は何もやってくれないというような形になってしまうわけですよね。

ですから、その辺も住民感情としてありますので、今、より丁寧に、町のほうもそうなんですけど、より丁寧にしていただかないと、非常にその辺は難しい問題だと思うので、ぜひその辺を再度議会のほうからも強く要望するというので先ほどお願いしたわけですので。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。

○6番（菊池 良君） よろしく願いします。

それと関連で、先ほど2番議員さんもちよっとおっしゃったんですが、あした以降、ロードマップを作るという、19日からこれをやるということなんですけど、細かく非常に丁寧に作

らないと、実際の例えば宿泊業者にしても、レンタカーさんにしても、そういう部分で、分からないんです、自分はどうしたらいいのか。既に7月、8月、9月の予約等が入ってきているんですけども、断るべきなのか、断らなくてもいいのか。要するに細かい段階で。例えば宿泊業者については、内地、千葉とか茨城、あるいは神奈川辺りでは、海水浴場の閉鎖を今年は宣言しています。八丈に来て泳げるのかというときにも、その辺も全然、方針として町は出していないですよ、今現在。そうすると、来て泳げませんよという、お客さんに対して、うそじゃないですけども、そういう形で取られてしまう。

だから、厳密には細かくロードマップについても、こうこう、こういう事例はこういう形で対処してください。例えば受けるときは、毎朝体温を測ってくださいとか、何月何日まで。7月以降は大丈夫ですよとか、そういう細かいことを決めて作っていただきませんか、なかなか事業者としては難しいと思うんですよ。その辺をぜひ考えていただきたいと思うんですが、観光課長、どうでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） ただいまの質問なんですけれども、町で作るロードマップは、そういう細部のところは、事業者をまとめています観光協会さんのほうとの打合せがあるんですけども、ロードマップに関しては、その辺の細かい部分までには、町が作るロードマップではないです。大まかなものを作ってから、細かい部分は今回、今度、事業者さんや協会さんと話し合っていくという話になると思いますので。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） 細かい部分については、いつまでに作る予定なんでしょうか、協会さんのほうとお願いして。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） あした、もし、どういった決断になるかはあれですけども、ロードマップができた際には、観光協会さんもあらかじめ素案的なもの、協会向けの、島外者向けの受入れについてというところのガイドライン、ガイドライン的なものはあらかじめもう用意をしているようなところで、あとは八丈町が作ったロードマップとのすり合わせというふうな作業になると思います。

○議長（奥山幸子君） 6番。

○6番（菊池 良君） ぜひそれよろしくお願ひしたいと思います。事業者のほうは、非常にそれを待っておりますので、今。指針が決まらなるとなかなか動けないということがありま

すので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(岩崎議員「関連で」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 9番。

○9番(岩崎由美君) 今の話で、あした対策会議を開いて、方針が決まった。観光協会と打合せして、より細かいガイドラインをつくると。最速で19日からもし受入れが可能となったら、1週間しかないですよ。これ間に合いますか。もう既にもう断った人もいるし、どうするかという人たちがいる中で、ちょっと遅いんじゃないかなと私は思うんですけども、それ以外方法がないんでしょうか。

○議長(奥山幸子君) 産業観光課長。

○産業観光課長(高野秀男君) 確かにご指摘もありますけれども、協会さんも町のほうのロードマップができてから、きちっと混乱のないように周知したいというふうに言っておりますので、あしたの結果は速やかに協会さんのほうにも連絡をする中でやっていただければというふうに思います。

○議長(奥山幸子君) まだご質問もご意見もあろうかと思うんですが、もう時間も迫っていますので、一旦休憩いたします。午後は1時から再開いたします。よろしくお願ひします。

(午前 11時52分)

○議長(奥山幸子君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(奥山幸子君) 引き続きコロナ関係の集中審議で。

5番。

○5番(沖山恵子君) すみません、2点お伺ひしたいです。

まず、水道の無料化についてですけれども、6月から8月の3か月間ということですが、これは使用期間が6から8なのか、支払う期間が6から8なのか。その辺がどちらなのかを教えてください。

あともう一点、先ほどの支援金なんですけれども、昨日農協女性部さんとお話をしたんです。そうしたら、農協女性部さん、お金の管理はちゃんとしていますし帳簿もつけていますけれども、法人として登記して確定申告のようなことはしていない、なのでどんな支援金の対象にもなりませんということでした。

産観の課長にお伺いします。漁協女性部さんはどうなのかなということと、今後そういう、どこの対象にもならない、登記していないし税金を払っていないからそりゃお金はもらえないよということなのかもしれませんけれども、農協女性部、漁協女性部のように島の産業の発展に貢献している団体では当てはまらないよみたいなところがあった場合に、多少の救済策があるのか。いや、全くないですよということなのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 初めのほうで、企業課長、お願いします。

○企業課長（菊池正勝君） 水道料金の補助でございますけれども、こちらについては納入通知書が送られる月でございますので、6月に納入通知書は送られないということと、口座振替の方は6月から8月までは口座から引落としがされないということでお願いいたします。

実際は、使用した月は検針が、5月中の検針が6月に請求になっていきますので、使用月にしますと5月から7月ということになります。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 農協女性部さんが持続化給付金の申請ができないというのは、理由としましては、法人を何か取得しないと、多分そういった形で申請ができないのかなというふうに思います。漁協女性部さんは法人として登録しているということで、申請はされるというふうな話は聞いております。

それで、今回の町の支援金の対象になるかということなんですけれども、現状として自粛を、島外者の自粛をしたというところで観光客さん等が来なくなって、売行きが例えば減ったとか、そういった事実があれば当然対象となります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 農協女性部さんは一生懸命、フルーツレモンを作って売ったりとか、ジャムとかいろんなものを作って売っているんですけども、まずお店屋さんの、観光客の来るようなお店屋さんでの売上げがないということと、島内需要もなかなか厳しいということで、間違いなく赤字ですと言っていましたので、もしそういうことがあるようでしたら、ぜひ対応に乗っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

2番。

○2番（浅沼隆章君） このコロナ中の小・中学校の学校の件について質問させていただきます。

まず、小・中学校のコロナ禍での対応は特に本当にすばらしくて、まず子供たちが安心・

安全に登校できるように感染対策というのも十分整えていただいて、また、あと学校の先生方は週に1回、一軒一軒家庭を回って、体調の変化とか宿題、課題の提出、回収等、今できることをしっかりやっていただいて、まずそのことに感謝したいと思います。ありがとうございます。

しかし、やっぱりコロナの影響で中止になっているものが結構ありまして、水泳教室ですとか遠足ですとか連合音楽会、あと雪山体験教室も中止というお話を伺っています。これは、例えば6年生とかは難しいと思います。中学3年生も卒業してしまうので難しいとは思いますが、5年生、中学2年生に関しては、できればそのときにもしできなかったものを来年とかにずらしてというか、延期してやっていただくということは考えているでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 休業で授業時数もかなり圧縮されて厳しい中ですが、やはりそういう行事関係を、子供たちのやはり思い出とかとても大切なものなので、残せるものは残していきたいところで、今、行事の中で水泳はやはり、健診とか密とか、そういう状況もあるので、今年度は水泳のプールでの授業はカットするというので、それは決めています。

あと、2学期、3学期にまた、後ろに送って遠足等できる状況になれば、そこで工夫してやるということで、ただ、音楽関係はやはりホールを使つての音楽会はかなり難しいし、先ほどもちょっと計算して、1列置きで席を1席ずつ間を空けるというのはやはり、100席も確保できないということはもう数値上で出ているので、なかなかホールでいろいろ集まって発表会をやるというのは難しい。今年度は、合唱関係は各学校で体育館等で工夫しながら、対象者を在校生にするとか、また在校生やったら次の日に工夫して保護者に発表するとか、そういう工夫でやれる範囲でやりましょうということになっています。

運動会は、やはりできるだけ種目等の精選をして、生徒のほうは指導すれば密の状態というのは、体勢の取り方とか座席の工夫とか。問題は運動会ではやはり保護者、地域の方に、テント等張って椅子の間隔とかそういうところの協力をいただきながら、校庭はそう狭いわけじゃないので、運動会はどうかやっていきたい。ただ、種目の、幼稚園とかいろんな招待のそういうところはやはり割愛せざるを得ないのかなと思っています。

あと、出かける関係では、やはり山梨と長野、雪山の、お互いに行つて来てのこともあるので、早めにお互い相談して、今年度は中止ということにしています。

問題は、思い出一番のこの小学校の移動教室と修学旅行、これは他府県にまたがるケース

も微妙にあるので、それは学校のほうも工夫して、行き場所または旅行業者等のやはり協力をいただきながら、旅館での部屋割りのこととか工夫しながら、できるかどうかちょっとその努力をして、できるだけ移動教室、修学旅行、6年生と中3の行事は実施できるように、2学期末ぐらいに実施していきたいなということで校長会とも相談しております。

一応そういうことで、音楽関係はどうしてもカットせざるを得ない、プールも今年度は我慢するしかないということで、あとは学校のほうで、やはり授業時数の確保のために、夏も8月1日から23日、その間は夏休みにしますが、夏休み7月、8月の授業日は12日ほど設けていますし、そういう中でできるだけ努力をしていくということで、今学校といろいろ相談しながら、また行事関係もできるものは工夫しながらやっていきたいと、今そのような段階でございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。6年生と中学3年生は、思い出を少しでも残せるように調整していただきたいと思います。また、再度になりますけれども、5年生と中学2年生の行事に関しては、もしできるのであれば来年度とかも検討していただければありがたいと思います。それで、ちょっとまだこの教育の関係でご質問させていただきます。

こちら、八高の関係になるんですけれども、管轄が町から外れますけれども、オープンキャンパスの開催を中止または延期するようなケースが学校でいろいろ出てきております。その中で、今の高校3年生は、そういうところに行こうとすると、上京すると2週間学校を休まないといけないと。そういう状況が今生まれています。

これを少しでも行きやすくしてあげるためにも、あれは全協のときにお話があった抗原検査のキットを、帰ってきたら取りあえず2週間ではなくてすぐ、まずコロナにかかっているかかかっていないか確認をして、なるべく早めの登校ができるようにできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（高橋太志君） 今、ご質問にありました抗原検査のキットなんですけれども、既に八丈町では購入しております。ただ、この抗原検査のキットは、まずPCR検査と2種類あるんですけれども、抗原検査のほうは、もう既にウイルスが死んでいるようなやつと、あとは破片のような小さいもの、そういったものは検知できません。なので、実際に検査はPCR検査で出さないと正確な判定ができません。PCR検査におきましては、島内ではそ

の機器等がございませんので、検査機関に出すと。それが大体2日から3日かかります。

八丈町全員の方の、小・中学生も一般の方もほかの方も含めて検査に出すというところまではとても至らないような状況で、実際今やっているのは、疑いがある方、そういった場合は特別外来を設けて、そちらから来ていただいているんですけども、まず問診等をして、これは疑いがあるなど認められればレントゲンを撮って、その段階で陽性の疑いがあるというか、ちょっと疑いがあれば、そこで初めて今度抗原検査、そちらを行って、そこで陰性が出ればそのまま、陽性が出ればへり搬送と考えている。さらに、陰性が出れば、このPCR検査も同時に行って、その結果を待つというような状況になっていますので、小学生が島外に出て、こちらに戻ってから全員を対象にこの抗原検査というところは考えておりません。

そういった無症状の方がこの抗原検査をしても全て陰性になりますので、症状が、本当に熱が続いたり、菌をかなりいっぱい、大きな状態の菌を持っているというんですか、そういったものを持っている方しか出ませんので、これは本当に簡易的なPCR検査の前段階としてやるような、そういった検査になりますので、小・中学生全員ということは当てはまらないかなと思います。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） すみません、今の、小・中学生ではなくて高校生がオープンキャンパスに行ったときの際だけでもいいので、そういうPCRもしくは抗原、どちらですかね、抗原検査をしっかりとっていただいて、早めに登校できるような体制を取っていただきたいんですが、もう一度回答をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（高橋太志君） 恐らく、行って島外からただ戻ってきた段階では、健康状態は恐らく、その熱が、高熱が何日も続いているとかそういった状態になれば、それは当然検査を行いますけれども、そうでない場合は検査をしても全て陰性になりますので、やる意味がないというところで考えていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

今、PCR検査、抗原検査ありますけれども、お話しいただきました。やっぱり、でも安心というものがなくてどうしても絶対2週間休まないといけないということも生まれてしまうので、そこは今後検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 事務長、答弁はできますか。

○病院事務長（高橋太志君） 抗原検査につきましては、先ほど申し上げたとおりに、ほぼ国からの通知も来ているんですけれども、その菌を本当に確かに持っているというところがないと全て陰性になってしまうので、まずそこはやるということは考えておりません。

PCR検査につきましても、それもやっぱり通常の手順どおり、まず医師が問診をして、そこでどうやって判断していくかということになりますので、何でもかんでも全てに対してこの検査を出すということは考えておりません。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） ただいまの学校の在り方についての教育長の答弁があったんですけれども、本当に学校は行事を精選したり、あるいは様々な学校ならではの取組をして、その取組には本心から敬意を表するんですけれども、一番僕が心配しているのは授業数の確保なんですよね。やっぱり、今のお話で7月いっぱいまでは授業をやるんだと、夏休みを減らして。それから、8月末も23日までは休むけれども、24日からはちょっと休みを短くして授業を再開する。心配なのは、やっぱり熱中症なんです。水泳の授業もやらないというし、部屋の中で缶詰めにして大丈夫なんだろうか。

特に特別教室ではね、エアコンないですよ、島の小・中学校。そういう中で、その安全対策をどのようにするのか。あるいは、エアコンの導入をちょっとスピード感持って、1年導入を早めるとか、そういうことも考えておられるのかどうかちょっと伺います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 夏場の特別教室の授業につきましては、原則として通常の教室でできるものを優先して夏場はやってもらうということで、特別教室を暑さ対策としてなるべく使わないような授業の割り振りをしていくということになっております。

エアコンの導入は申し訳ないんですけれども、すぐにはできません。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） すぐにエアコンをつけると、そういう不能を要求するようなことを言うわけじゃないんですけれども、それに代わるもの、例えば扇風機をたくさんつけるとか、スポット型クーラーを入れるだとか、何かしら考えておられるのかなと思っていたんですけれども、今、課長の答弁の中で、普通教室で行われるものを先にやって、特別教室を使う授業についてはカリキュラム変更して後にということも、それはできるでしょうけれども、や

っぱりいつもいつも5教科ばかりの授業で、毎日毎日朝から夕方までその5時間、その授業ばかりといっても、子供たちはやっぱり、息抜きの授業って失礼ですけども、実技教科の授業なんかもちちゃんとコーディネートしながら入れていかないと学習効果も高まらないんじゃないかと思うんです。その辺は考えていますか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 5教科を優先するというのではなくて、実技教科の中でも教室でできるものを先にやっていただくということでございます。

（発言する者あり）

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 業者の方に、国と都とか、今回は町のほうでこういう支援がありますが、一番島の弱者である高齢者に対する支援というのが少ないと思うんですよ。町の財政の中からお金を出してくれと言うのもちょっと心苦しいところもあります。

そこで、町で発注する仕事ですが、例えば一番島の中で高齢者が登録しておりますシルバー人材とかそういうところに町で優先的に仕事を回して、高齢者の方に仕事を回していただけるような、そういうことをちょっと要望したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） シルバー人材センター、私、契約担当ということで回答させていただきます。

町の施設が閉めておりますので、ほぼシルバー人材センターの方をお願いしている部分がございます。シルバー人材センターとも相談しまして、ただ、閉めている中ではありますけれども、できる業務はやっていただくということで協議しながらやってございます。

今後は、施設の再開等もありますので、そういう部分では発注のほうも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 前回の協議会でもお話したんですけども、病院の職員ではないんですが、父兄が東京に仕事でやむを得ず行ったような場合、その子供はしばらく来ないでくれみたいなことを、やはり父兄の同士で言われることがあったようです。これは小・中学校ではなくて保育園のケースですけども、保育園のケースでそういうことがないように、やはり思いやりを持てるようなご案内をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今のお話で、保育園の中で保護者同士の間でそういったことがあったという話が、ちょっと私のほうでは直接は聞いてはいないんですが、やはり保育所という場所が3密の状況をかなりつくりやすいという状況もありますので、その辺は各保護者の方々のご理解、あと登園の自粛等も含めましてご協力をお願いしているところでございます。

今回、5月25日でしたっけ、宣言が解除されまして、それから一応6月についてもできる限りの登園の自粛もお願いしたという経緯もありますので、その辺については今後も引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 町の施設の関係ですけれども、やはり温泉を早く開けてくれとか、図書館とかを、やはり書の名前で電話予約ってなかなか使いづらいという話が皆さんところにも届いているかと思うんですが、12日にそれを判断したら19日からは町のいろんな施設はこれまでどおりオープンという認識でよろしいでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 温泉の。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 前回の全協で皆様に少しお話をしたところなんですが、温泉につきましては一応15日からで、今、調整中ということは前回の全協でお話をしましたが、一応そここのところは無事クリアできましたので、15日からは温泉のほうは、制限はかけます、制限といいますか時間を、正午から夜の8時までという時間を短縮して、あと一応、温泉再開に向けたガイドラインというのをつくりまして、こういった中でいろいろ取決め、シルバーさんのほうにもお示しをしているところでございます。

また、新たに入場票、こういったものも、温泉に来ていただいたお客様に氏名と電話番号と、あと体調のチェック、こういったものを入れて出させていただく、ご協力いただくというところでございます。

前回、検温、体温計の調達がちょっとまだできていないということでお話をしていたんですが、あその後、傍聴に来ていただいていた方の中でご友人の方を紹介していただいて、東北のほうで医療機器を取り扱っていると。そちらのほうから検温器、無事確保できましたので、一応それで15日からの温泉の再開が可能になるというところでございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。ほかによろしいですか。

(岩崎議員「図書館」の声あり)

○議長(奥山幸子君) その他は待ってください。

○教育課長(菊池 良君) その他、全てではないんですけれども、図書館のご質問が出ましたので、図書館につきましては、今、電話で本を予約して取りに来ていただくという形を取っているんですが、電話で予約していただいて、人数を制限して入ってもらいますというやり方に変える。19日にもし解除となれば、そういうふうなやり方に変えていきたいと考えております。

○議長(奥山幸子君) 9番。

○9番(岩崎由美君) 19日に解除されて、以前のおりではなくて、19日からそうやって電話予約で、人数制限で入れていくということですか。分かりました。

○議長(奥山幸子君) コロナ関係ではいいですか。

(総務課長「すみません、落としました」の声あり)

○議長(奥山幸子君) すみません、総務課長ごめんなさい。

○総務課長(奥山 拓君) 町の全体の施設につきましては、基本的にはその施設ごとでやるんですけれども、全体で調整する部分もありまして、それはまちまちになって解除ということになっていくと思いますので、その辺だけご了承くださいと思います。

○議長(奥山幸子君) じゃ、コロナ関係はよろしいですか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) では、普通のページに沿った内容をお受けいたします。

歳入歳出一括でお願いいたします。

4番。

○4番(山本忠志君) ページ数でいうと12ページになります。一番下の欄ですけれども、道路新設改良費のところ、檜立中之郷線の道路改良工事が3,600万円補正されておりますけれども、当初予算で6,400万で、今年度は橋台の設置工事ということであったのが、その半額以上の補正ということで、これはちょっと大きな設計変更とか工事の変更があったのかお伺いいたします。

○議長(奥山幸子君) 建設課長。

○建設課長(瀬筒国治君) 主な変更点としましては、当初予算当初計画した、くいの大きさ、橋台を支えるためにくい基礎という大きなくいを現場に4本打ち込むわけなんですけれども、そのくいの径を当初2メートルということで設計しておりましたところ、最終的に上がって

きた橋梁設計の成果品、平成29年度の道路橋示方書等によって計算したところ、2.5メートルが必要だということになりまして、発注に当たってその径の大きさが変わったというのが一番大きな要因。

そのほかに、その上に載せるフーチングというコンクリートの材があるんですけども、それも、くいの基礎の径が大きくなったことに伴って大きさを少し大きくしないといけなくなったということで、今回この金額が必要になりました。

以上です。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第40号 令和2年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第16、議案第41号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号10番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第41号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和2年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,763万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(佐藤真一君) はい。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明させていただきます。

また、本補正予算は、この後ご審議予定の議案第45号と密接に関連してございます。

歳入。4款1項都補助金100万円の増。歳出項目に対応し、都の特別調整交付金が増となります。

ということで、歳入合計、補正前12億2,663万円、補正額100万円の増、計12億2,763万円。

歳出。下のページです。こちらも項で申し上げます。

2款7項傷病手当金100万円の増。こちらは、新型コロナウイルスに関連して、労務に服することができなくなった被保険者に対する傷病手当金を計上いたします。

ということで、歳出合計、補正前12億2,663万円、補正額100万円の増、計12億2,763万円。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番(沖山恵子君) コロナで仕事ができなくなった人の手当金ということで、これはどのように申請したらいいのかとか、どういう人が対象となるのかとか、幾ら頂けるのかというのはどこに掲示されるのでしょうか。

○議長(奥山幸子君) 住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 予算の前に、先ほども申し上げましたけれども、議案の後のほうの議案で、条例のほうの改正案がございます。そのときにご説明申し上げられると思うんですが、また同じ文言になりますけれども、今ご説明が必要でしょうか。

(沖山議員「後でいいです」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第41号 令和2年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第17、議案第42号 令和2年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、書類番号11をお願いいたします。

水-1ページをお願いいたします。

議案第42号 令和2年度八丈町水道事業会計補正予算。

(総則)

第1条、令和2年度八丈町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

(「第6条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長（菊池正勝君） 次のページをお願いいたします。

第5条も朗読させていただきます。

(継続費)

第5条、継続費の総額及び年割額は次のとおりと定める。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は大川浄水場改修造成事業でございます。

事業費総額につきましては4億4,357万5,000円になります。年割額でございますけれども、令和2年度3億121万3,000円、令和3年度1億4,236万2,000円。こちらにつきましては、大川浄水場改修に係ります用地造成に係るのり面の補強に係る工期の延長、工事費の増に伴う継続費の設定でございます。

(企業債)

第6条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、水道施設整備事業でございます。補正前の限度額、1億5,700万円を補正後、限度額1億4,500万円に減額するものでございます。起債の合計につきましても同額となります。こちらにつきましては、事業費の補正に伴う補助金の増によります財源更正によるものでございます。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水-9ページをお願いいたします。

令和2年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。支出のみの補正です。

1款水道事業費用89万2,000円の増。1項営業費用7,000円の増。こちらにつきましては、東京都簡易水道協会への負担金の増でございます。2項営業外費用88万5,000円の増。こちらにつきましては、消費税納付額の増でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

まずは収入でございます。

1款資本的収入5,249万4,000円の増でございます。1項企業債1,200万円の減。こちらにつきましては先ほど説明したとおりでございます。3項国庫支出金2,833万円の増。次のページをお願いいたします。4項都支出金3,616万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、大川浄水場改修に係ります用地造成工事費の増に係ります補助金の増が主なものでございます。

続きまして支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費5,474万4,000円の増でございます。こちらにつきましては、大川浄水場用地造成工事に係ります地質調査の追加分の補正、また、大川浄水場の改修造成工事費の補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第42号 令和2年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第18、議案第43号 八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の12をお願いいたします。

議案第43号 八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例。

上記議案を提出する。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町の新型コロナウイルス感染症対策の経費の財源として、有効的に充当を行うため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例。

新型コロナウイルス感染症対策の経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

財源につきましては、東京都の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金6,100万7,000円を積立いたします。この交付金はコロナ感染症対策に広く充当できますので、まず事業には国の交付金を充当しまして、それぞれの事業が確定してから基金から繰入れをしたいと考えております。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第18、議案第43号 八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第19、議案第44号 八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(奥山 拓君) それでは、次になります。

議案第44号 八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条文を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正するということで、こちらは説明にもございましたが、こちらの真ん中辺りにあります情報通信技術、これはどういうことかといいますと、今現在、紙媒体での郵送での弁明書等を受け付けておりますが、メールでも受け付けますよという内容が主なものとなっております。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第44号 八丈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第20、議案第45号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの次になります。

議案第45号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正する必要があることから本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、国保の加入者で給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型

コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染症が疑われる者が、令和2年1月1日以降において療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金の支給ができるよう、条例の一部を改正いたします。

支給額につきましては、労務に服することができなくなった日数分の支給日額の3分の2に相当する額を支給いたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日は令和2年1月1日から適用することとしております。

なお、給付に要する財源は国の調整交付金で措置され、都を經由して交付されます。また、現在こちらの該当者はいらっしゃいません。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 国民健康保険で給料をもらっている人というのと、あまりいらっしゃらないのかなど。私もそうだからいるのかもかもしれませんけれども、例えばアルバイトさんとか国民健康保険だけれども給料ではない方というのはどうなるのかなというのと、あと、これ申請主義なので、皆さんが知らないと申請しませんよね。さっきちょっと聞いたのは、どうやって公示するんですかということ聞いたんですけれども、これから広く観光客の方とかも入れていくと、かかる可能性もあるわけですよ、今までは大丈夫でしたけれども。そのときに、万が一かかってしまったときの救済策として、いざというときにはこういう申請ができますよというのをどういうふうに住民の方にお知らせするのかなというのと、アルバイトさんとか、お給料じゃない人はあくまでも対象にならないのかなというところの2点をお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 逆に、週20時間以上働いている方、アルバイトの方が国民健康保険ではあるけれども給与等を受けている方となりますので、逆にそちらの方が対象です。主に対象となるかと思います。

お知らせとしましては、当然、私どもの条例の改正ですので、町の手続に従って公布をいたしますし、そのほか、こういった該当する方は今現在いらっしゃらないですし、将来いらっしゃらないとも限らないんですが、なかなかそういう該当者の方はいないんじゃないか、

レアケースではないかなと認識してございます。

当然、私ども町立病院も町の機関ではございますので、そういった方の該当者がいれば、内部情報等ですぐに分かるのかなと思っておりますので、個別に対応したいと存じます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ぜひ、その内部情報を利用して、こういうようなものもありますので申請してくださいというお知らせをしていただければと思います。

給与等というのは、月給ということではなくて、どこかに勤めてお給料をもらっているということを解釈すればよろしいわけですね。

（発言する者あり）

○議長（奥山幸子君） 5番さん。

○5番（沖山恵子君） 結局、アルバイトさんって、20時間以上、今週は20時間ですよ、来週は10時間ですよということもあるわけじゃないですか。そのためのアルバイトさんであるので、毎週同じ額が頂けるわけではないかもしれないんですけども、頂けなくなったところの3分の2でしたっけ、というところとか難しいのかなと思って、どうするんでしょうか、計算。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） その辺はちょっと横に置きまして、必ず保険に入りますよね。国民健康保険か社会保険か。そこでお分かりになると思いますので、そこはそのような認識でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

（沖山議員「後で聞きます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 国保に入っていればということですよ。

（沖山議員「もちろん国保はそうなんですけれども」の声あり）

○議長（奥山幸子君） じゃ、後で聞いてください。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第45号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第21、議案第46号 八丈町防災行政無線デジタル化工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号13をお願いいたします。

議案第46号 八丈町防災行政無線デジタル化工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和2年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次ページをお願いします。

八丈町防災行政無線デジタル化工事請負契約。

八丈町防災行政無線デジタル化工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、八丈町防災行政無線デジタル化工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金6億9,850万円。

4、契約の相手方、東京都中央区日本橋馬喰町1丁目8番8号、三峰無線株式会社、代表取締役、中島芳明。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

なお、本工事は継続事業でございまして、工期は令和7年3月21日までとなっております。

す。

工事内容は総務課長より説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） それでは、次のページをお願いいたします。

整備計画図が載っておりますが、こちらの防災行政無線デジタル化ということで、こちら防災行政無線に関しましてはアナログ、今現在の、ございますが、昭和62年度に整備してございます。30年以上が経過しております、今回、機器のデジタル化の必要性より、令和2年度より5年間をかけて整備計画ということになってございます。

図面にございますけれども、現在41局ございますけれども、ここに新設の7基を増設いたしまして、今回の工事で計48局ということになります。

一番どういうことが変わるかといいますと、やっぱり聞こえやすさ、現在のちょっと聞き取りにくいとかいうお声もありますので、その辺が聞き取りやすさを改善するという。またもう一つは戸別受信機、今ご家庭にあると思いますが、そちらのほうは録音再生機能付になりまして、もし聞き漏らしたとかいうものが再生できるということになってございます。

令和2年度の工事内容におきましては、親局、この本庁にございます、ここのまず基盤整備、また三原の中継局のほうの基盤整備、こちらが主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） この工事以外に、戸別の受信機は別契約になると思うんですが、これには含まれているんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（奥山 拓君） 5年間の継続事業なので、一括の契約となっております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） はい。

○議長（奥山幸子君） 含まれている。

○総務課長（奥山 拓君） 戸別受信機は入ってございます。

○議長（奥山幸子君） 入っている。

いいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第46号 八丈町防災行政無線デジタル化工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎発言の訂正

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません、先ほどの国民健康保険で、20時間以上と申し上げましたけれども、20時間以上は逆に社会保険に入ります。20時間未満のアルバイト料を頂いている方が国民健康保険の被保険者となって対象となります。訂正をすみません。

○議長（奥山幸子君） 分かりました。訂正をお願いいたします。

◎承認第15号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第23、承認第15号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

(午後 1時53分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時54分)

○議長（奥山幸子君） 日程第23、承認第15号 南大東村訪問については、6番議員の菊池良さん、それと私の2名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第24、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと思いたしていますが、ご異議ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第24、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和2年第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年6月11日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 岩 崎 由 美

署 名 議 員 金 川 孝 幸